

新型コロナウイルス感染症による出席停止に係る「治ゆ報告書」の提出について

新型コロナウイルス感染症による出席停止の解除は、保護者から提出いただく「治ゆ報告書」により判断します。この「治ゆ報告書」は、保護者の方に記入していただくもので、医療機関に記入してもらうものではありませんので、裏面をよく読んで記入のうえ、学校に提出いただきますようお願いいたします。

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症以外の学校感染症につきましては、医療機関が記入する「登校許可証明書」の提出をお願いいたします。「治ゆ報告書」及び「登校許可証明書」は、学校のホームページからダウンロードいただくか、学校に申し出てください。

<出席停止について>

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、法令の規定により出席停止となります。（その間は、休んでも欠席日数には含まれません。）

出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。

【保護者記入欄】

(宛先) 学校長 様

新型コロナウイルス感染症 治ゆ報告書

年 組 番 児童・生徒氏名

上記の者は、新型コロナウイルス感染症を発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過したこと（無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過したこと）を下記のとおり報告いたします。

記

- 1 発症日 : 月 日 ()
(発症日は、発熱、のどの痛み、咳等の普段と異なる症状が出た日で、0日目となります。)
- 2 受診日・受診医療機関: 月 日 () 医療機関名
(受診はせず、検査キット等で検査した場合は、検体採取日を記入してください。)
- 3 症状が軽快した日 : 月 日 ()
(「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。)
- 4 学校を休んだ期間 : 月 日 () ~ 月 日 ()

令和 年 月 日 保護者氏名

※ 発症から10日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、マスクの着用をお願いします。

※ 裏面(「新型コロナウイルス感染症 治ゆ報告書作成のために」)もご確認ください。

<新型コロナウイルス感染症 治癒報告書作成のために>

1 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、法令の規定により「出席停止」となります。その間は、休んでも欠席日数には含まれません。出席停止の期間は、次の通りです。
(※ 最低でも5日間は、出席停止となります。)

<新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間の基準>
発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

2 「発症した後5日」の数え方

発熱、のどの痛み、咳、頭痛等、普段と異なる症状が出た日が発症日で、0日目となります。下記「新型コロナウイルス感染症出席停止期間 早見表」にてご確認ください。

3 「症状が軽快」の解釈について

「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに熱が下がり、かつ、咳等の呼吸器症状が改善傾向にある状態を指します。

4 無症状の感染者に対する出席停止の期間

検査キット等で検査し、陽性が判明した場合、検体を採取した日（0日目）から5日を経過するまで出席停止となります。

5 再登校に際してのお願い

新型コロナウイルス感染症は、発症から10日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるとされています。療養後再登校する際は、周りの方への配慮として、マスクの着用をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症出席停止期間 早見表

	発症日	発 症 後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に 症状が軽快した場合	発 症	症状軽快	症状軽快 後1日	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目		
		出 席 停 止					登校可能	
発症後2日目に 症状が軽快した場合	発 症		症状軽快	症状軽快後 1日	発症後 4日目	発症後 5日目		
		出 席 停 止					登校可能	
発症後3日目に 症状が軽快した場合	発 症			症状軽快	症状軽快後 1日	発症後 5日目		
		出 席 停 止					登校可能	
発症後4日目に 症状が軽快した場合	発 症				症状軽快	症状軽快後 1日		
		出 席 停 止					登校可能	
発症後5日目に 症状が軽快した場合	発 症					症状軽快	症状軽快後 1日	
		出 席 停 止						登校可能

◆ 最低でも5日間は、出席停止となります。

◆ 無症状の感染者は、「検体を採取した日から5日を経過するまで」出席停止となります。